

議案第48号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例制定の
件

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制
定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一
部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「15,290円」を「15,750円」に改め、同号イ中「4,570円」を
「4,710円」に改め、同項第2号イ中「9,170円」を「9,440円」に改め、同項第3号中
「10,970円」を「11,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県工業技術センターの手数料の額を改定するため、所要の改正をしようとするもので
ある。